

あなたは大丈夫？

大きく

# 貸金業法が変わりました！

貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律のことです。

利用者みなさんが安心して借りられるように、次の点が変わりました。

1

## 総量規制＝借り過ぎ・貸し過ぎの防止

借り入れ総額が「**年収の3分の1**」を超える場合、新規の借り入れができなくなります。

※貸金業者からの借り入れに限ります。銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等からの借り入れについては、この制限はありません。



借り入れの際、基本的に、年収を証明する書類が必要となります。

※専業主婦（主夫）の方は、少なくとも配偶者の年収を証明する書類、配偶者の同意書などが必要です。個別のお取引については、貸金業者にお問い合わせください。



2

## 上限金利の引き下げ

法律上の**上限金利**が29.2%から、借り入れ金額に応じて**15%～20%**に引き下げられました。

このほか、貸金業者は、法令遵守の助言・指導を行う国家資格のある人を営業所に置くことが必要になりました。

### 消費者へのアドバイス

ヤミ金融（無登録の業者など）からは絶対に借りないで！  
借り入れや返済のお悩みは、お早めに相談を！



ご相談は、区市町村の消費生活センター又は東京都消費生活総合センターへ

東京都消費生活総合センター 相談専用電話 **03-3235-1155**